

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	拾得物件情報ファイル	
行政機関等の名称	群馬県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	警務部会計課、前橋警察署、前橋東警察署、高崎警察署、高崎北警察署、藤岡警察署、富岡警察署、安中警察署、伊勢崎警察署、太田警察署、大泉警察署、館林警察署、桐生警察署、渋川警察署、沼田警察署、吾妻警察署、長野原警察署	
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 受理警察署、2 受理番号、3 受理日時、4 整理番号、5 取扱者、6 受理交番等、7 拾得日時、8 保管期間満了日、9 拾得場所、10 拾得者住所・氏名・年齢・学年・保護者氏名・電話番号、11 施設占有者受付日時、12 施設占有者名称・氏名・住所・電話番号、13 保管場所区分、14 特例施設占有者保管物件の保管場所名称・所在地・電話番号、15 物件（現金・物品）、16 拾得者権利区分、17 施設占有者権利区分、18 拾得者氏名等告知同意区分、19 施設占有者氏名等告知同意区分、20 権利種別、21 埋蔵物区分、22 処理結果区分、23 処理年月日、24 拾得者の代理人氏名、25 拾得者と代理人の関係	
記録範囲	拾得物件の拾得者（代理人・施設占有者を含む。）	
記録情報の収集方法	拾得者（代理人・施設占有者を含む。）からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input type="checkbox"/> 含む <input checked="" type="checkbox"/> 含まない	
記録情報の経常的提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 有（警視庁及び道府県警察本部） <input type="checkbox"/> 無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）群馬県警察本部警務部広報広聴課 （所在地）〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）

	<p>-----</p> <p>政令第21条第7項に該当する ファイル</p> <p><input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</p>
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 群馬県警察本部警務部広報広聴課 (所在地) 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	